

建設工事（水道工事含む）に係る最低制限価格の運用について

令和4年10月
川越町

最低制限価格の設定について、下記の要領により算定された金額とする。

記

最低制限価格は、予定価格の7/10以上の範囲で下記の考え方により算定される『工事に伴い最低制限必要な費用（P）』とする。

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格の7/10を下回るときは7/10とし、最低制限価格入札書比較価格算出の際の端数処理については、P/1.10値の万円未満を切捨て、7/10で設定する場合のみ切上げとする。

なお、最低制限価格算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、工事の難易度、危険性、地域性及び物価の変動を踏まえ設定するものとする。

工事に伴い最低限必要な費用＝P

【工事区分】

① 一般土木工事（水道工事を含む）

$$P = (\text{直接工事費} \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + \text{現場管理費} \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.75) \times 1.10$$

② 建築工事及び付随する設備工事

$$P = \{\text{直接工事費} \times 90\% \times 0.97 + \text{共通仮設費} \times 0.97 + (\text{直接工事費} \times 10\% + \text{現場管理費}) \times 0.90 + \text{一般管理費} \times 0.75\} \times 1.10$$

この運用基準は、令和5年4月1日以降の発注工事の入札から適用する。